

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。
- 3 本入札書に記載した単価を契約単価とする。
- 4 予定印刷枚数と実際の印刷枚数に差があっても、異議申し立ては認めない。
- 5 税抜単価及び税抜積算額は銭の位まで記載し、税抜総価額は1円未満を切り捨てるものとする。